

「岡山キャリアスタートウィーク」補助金交付要綱

岡山市教育委員会

(趣旨)

第1条 中学生の地域における職場体験活動を中心とするキャリア教育の充実を図ることで、望ましい職業観や勤労観を育て、自立し自己実現できる人間力を育てることを目的とし、予算の範囲内において、「岡山キャリアスタートウィーク」補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、それぞれの岡山市立中学校に在籍する中学2年生及び義務教育学校に在籍する8年生を対象として実施される地域における職場体験活動に関する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、保護者、地域の代表者、補助事業を実施する中学校及び義務教育学校の教職員等で組織された中学校及び義務教育学校の地域職場体験活動推進会議とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第6条 補助金額の上限は、補助事業を実施する中学校及び義務教育学校の生徒数（補助事業の対象となる生徒であって、補助事業実施年度の前年度の5月1日の生徒数をいう。）に1人当たり300円を乗じて得た額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を1,000円に切り上げるものとする。

3 前2項の規定により算出した金額が9,000円に満たない場合の補助金額の上限は、9,000円とする。

(計画変更等)

第7条 規則第12条の規定により次の場合には、補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書の提出を要しない。

(1) 補助対象経費区分間の流用額が予算総額の20%未満の変更（補助金額の総額に影響を及ぼさない場合に限る。）

(2) 補助金額の総額に影響を及ぼさない軽微な計画の変更

第8条 規則第16条第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに同項に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。